



北のひろめ～る

令和7年 8月 22日
釧路方面広尾警察署
交通係
電話:01558-2-0110
第 47 号

高齢ドライバーの皆さん！ 危険な運転していませんか？



いつも通っている道だから大丈夫！

高齢者の方の事故の多くは、自宅近くで発生しています！



一時停止、しっかり停まって左右確認してますか？

高齢者の交通事故のうち、運転者の違反では、「安全不確認」
人的要因では、「発見の遅れ」が最も多くなっています。

個人差はありますが、加齢に伴い瞬間的な判断力が低下したり、
過去の経験にとらわれ、自分の力を過信してしまう傾向にあります。



高齢運転者標識を活用しましょう！

この標識は70歳以上の人であれば表示することができます。

(義務ではありません)



付けることによってどんな意味があるの？

高齢運転者標識を付けた普通自動車に、危険防止のためやむを得ない場合を除き、幅寄せや割込みをした自動車運転者は処罰される。(道路交通法第71条第5の4号等)

高齢運転者標識を付けることにより、周囲の運転者はあなたの運転する自動車が安全に通行できるよう配慮しなければならなくなるのです。

運転に自信がなくなったら、

免許返納を考えましょう！



★ 北海道釧路方面広尾警察署

